

1号認定子ども 利用者負担額（保育料）一覽表

子どもの属する世帯の所得階層区分		1ヶ月あたりの利用者負担額（単位：円）		
		第1子に適用する基準額※1	第2子に適用する基準額※1	第3子以降に適用する基準額※1
1	生活保護世帯等	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	3,000	0	0
3	市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	14,100	7,050	0
4	市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	20,500	10,250	0
5	市町村民税所得割課税額が211,201円以上の世帯	25,700	12,850	0

備考

※1 子ども・子育て支援新制度の教育・保育施設をきょうだいで利用する場合、最年長のお子さんから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。上の表では、年少（3歳）から小学校3年生までの範囲内にお子さんが2人以上いる場合、最年長のお子さんを第1子、その下のお子さんを第2子とカウントします。ただし、第1子のお子さんが小学校3年生までの範囲外になった場合（成長して小4以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。

